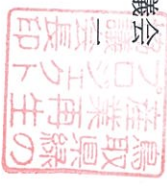


平成 24 年 8 月 16 日

鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会
日 野 川 流 域 部 会 御 中

鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会
会 長 森 下 洋



鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業に係る林業専用道 (規格相当) の
チェックリストについて (通知)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業実施要領第 10 の
別に定める様式について、別添のとおり定めるとの通知が鳥取県より来ましたので、日
野川流域部会員様に周知をよろしくお願いいたします。なお、本チェックリストは、平
成 24 年度からの事業実施において適用されますので留意してください。

敬具

林業専用道(規格相当)の実施方針

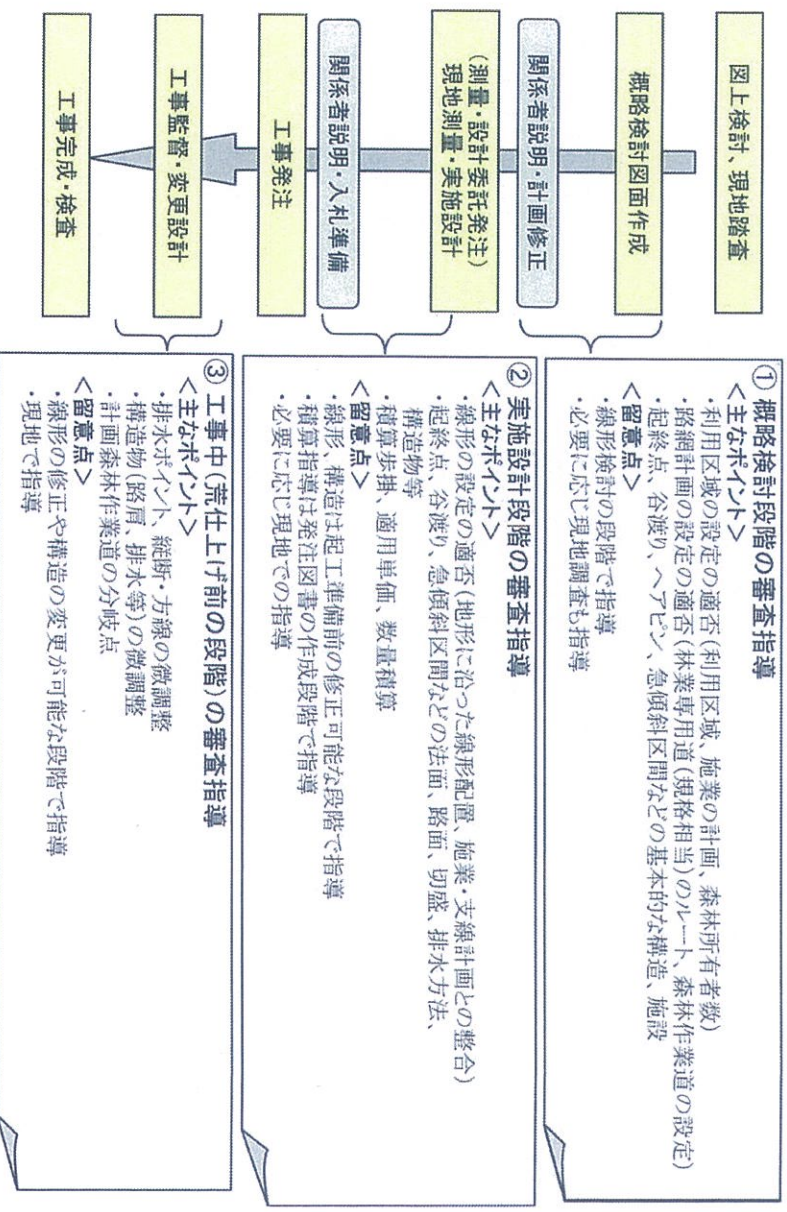
○ 林業専用道(規格相当)は、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせで森林施業の用に供する道(2級林道に相当)であることから、より効果的な路網とするため、県の積極的な指導を行う。
 ○ このため、事業実施において県は次の段階で審査指導を行い、適正と認められた路線について支援を実施する。

- ① 概略検討段階【全路線】
- ② 実施設計段階(実施設計図面の仕上げ前～発注用積算書作成時)【路線数の1割以上】
- ③ 工事中(荒仕上げの段階)【路線数の1割以上】

1 林業専用道(規格相当)に係る採択要件の設定(従前の中核・基幹作業道に準拠)
 原則として、新規路線は、次の(1)から(5)の要件を全て満たすこととする。

- (1) 計画の期間
事業着手年度から5カ年の路網及び間伐等施業の計画を策定。(B/C計画との整合)
- (2) 利用区域内の森林面積
30ha以上とする。(林道に編入し、災害復旧事業への対応)
- (3) 利用区域内の森林施業計画面積
5ha以上とする。(事業効果の確保、森林経営計画要件を参考)
- (4) 計画延長
500m以上とする。(林道に編入し、災害復旧事業への対応)
- (5) 森林所有者数
利用区域内の受益戸数(森林所有者数等)は5戸(5名)以上とする。(単独受益の除外、施設整備の一般的基準)

2 事業の実施スケジュールと審査の位置づけ、審査のポイント



3 審査指導の要綱等での位置づけ

鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業実施要領
 (平成21年1月4日付第200900130321号鳥取県農林水産部長通知)……以下のとおり一部改正予定

第10 林内路網整備の審査指導等について 1 チェックリスト

運用通知別表1の3(2)①エのチェックリストは、林業専用道(規格相当)については、別に定める様式により作成し、概略検討段階で全路線を、実施設計及び工事中の段階で実施路線数の1割以上の路線について県の審査指導を受けることとする。

林業専用道(規格相当)チェックリスト【概略検討段階】

| | | | |
|------------|----------|---------|--|
| チェック表記入年月日 | 平成 年 月 日 | 事業担当者氏名 | |
|------------|----------|---------|--|

| | | | |
|-----------|-------------|----------|-------------|
| 1 路線概要 | | | |
| 事業実施の市町村名 | | 事業主体名 | |
| 路線名 | | | |
| 全体計画期間 | 平成 年度～平成 年度 | 本事業の実施期間 | 平成 年度～平成 年度 |
| 全体事業費 | 千円 | 全体延長 | m |

2 チェック表(指導事項を含む)

| 項目 | チェック欄 | 摘要 | 参考事項 |
|------------|------------|---|---------------------------------------|
| 集約化推進区域 | | | 集約化実施区域であること |
| 計画期間 | | 平成__年度～平成__年度 | 原則5カ年 |
| 利用区域面積 | | __ha | 原則30ha以上 |
| 計画施業面積 | | __ha(間伐__ha、新植__ha) 下刈り__ha、除伐__ha、枝打__ha) | 原則5ha以上 |
| 計画延長 | | __m | 原則500m以上 |
| 森林所有者数 | | __名 | 原則5名以上(共有林は全共有数) |
| 水道水源等 | | | 工事及び使用に伴う水質汚濁が影響しないこと |
| 下方道路等 | | | 下方の道路、鉄道、住宅等に影響がないこと |
| 自然環境 | | | 埋文、天然記念物、RDBの有無 |
| 施業の同意 | | | 森林所有者の同意を得ていること |
| 用地の同意 | | | 道路敷の所有者の同意を得ていること |
| 法規制 | | | 森林法(保安林)等の規制の把握及び調整が図られていること |
| 起・終点 | | 起点: __道、W=__m、__種__級 終点: __道、W=__m、__種__級 | 専用道以上の規格を持つこと |
| 接続道規格 | | | 道路法等の調整が図られていること |
| 規制の有無 | | | 地形、地質、利用計画を踏まえ合理的な場所であること |
| 位置の適正 | | | 森林施業ポイントや支線(森林作業道)との分岐点等を考慮していること |
| 路網の配置 | | | 地形・地質の安定している箇所を通過するよう選定されていること |
| 線形 線形設定 | | | 地形に沿った屈曲線形、波形勾配となっていること(直線区間が長すぎないこと) |
| | | | 急傾斜の山腹に計画されていないこと |
| | | | ヘアピンは尾根部で計画していること |
| | | | 沢の横断を出来る限り回避していること |
| 基本構造 | 土場、車回し | | 施業を踏まえた土場、車回しを計画していること |
| | 土工 | | 大きな切土・盛土がないこと |
| | 排水施設 | | 常水がある場合、原則開渠とすること |
| | 縦断勾配 | | 急勾配の区間を抑制すること |
| その他 | 主要構造物 | | 路面排水に配慮した勾配設定であること |
| | 実施体制スケジュール | | 土構造基本とし、擁壁等の構造物はできるだけ抑制すること |
| | | | 円滑な事業実施が可能な体制で、年度内完了が確実なスケジュールであること |

※①縮尺1/5,000図面(路線ルート、利用区域、施業計画を記入)、②傾斜区分毎の色分け図(路線ルートを記入)、③実施体制・スケジュールのわかる書類に基づき、チェック項目を記入。①と②の図面は兼用可

県からの意見等

.....

林業専用道(規格相当)チエツクリスト【実施設計段階】

| | | | |
|------------|----------|------------|--|
| チエツク表記入年月日 | 平成 年 月 日 | 事業担当者氏名 | |
| 測量担当者(委託先) | | 設計担当者(委託先) | |

1 路線概要

| | | | |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 事業実施の市町村名 | | 事業主体名 | |
| 路線名 | | | |
| 事業実施期間 | 平成 年度～平成 年度 | 本年度予定工期 | H 年 月～H 年 月 |
| 事業費 | 千円 | 延長 | m |

2 チエツク表(指導事項を含む)

| 項目 | チエツク欄 | 摘要 | 参考事項 |
|-------|--------|----|--|
| 用地の同意 | | | 道路敷の所有者の同意を得ていること |
| | | | 土工幅が少なくなるよう工夫し、用地幅が最小となるようにすること |
| 用地幅 | | | 必要最小限とし、施工幅以外の立木は可能な限り残すこと |
| 伐開幅 | | | 保安林区域(森林法)、国立・国定・県立自然公園(自然公園法等)、砂防指定地(砂防法)、河川区域(河川法)、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物(文化財保護法)、農地法、自然環境保全法、種の保存法 |
| 法規制 | | | 道路法等の接統許可が得られていること |
| 起・終点 | 規制の有無 | | 曲線、勾配、路面工、横断排水等が適正であること |
| | 構造 | | 地形、地質、利用計画を踏まえ合理的な場所であること |
| 位置の適正 | | | 車道幅員、路肩幅員は適切であること |
| | | | 基本:車道30m、路肩0.25m(0.5m) |
| 幅員 | | | 時速15km |
| 設計速度 | | | 基本は、普通自動車(10tトラック) |
| 想定車両 | | | レベル |
| 片勾配 | | | 最小回転半径12m以上。拡幅量の大きい小半径の曲線が連続してはいけないこと |
| 曲線半径 | | | 2.25～0.25m($12 \leq R < 50$) |
| 構造 | 拡幅 | | 拡幅量、土工量、工作物の設置など現地状況を踏まえ設計されていること |
| | 上記緩和区間 | | 8m |
| 視距 | | | 15m以上 |
| 縦断勾配 | | | 原則9%以下、やむを得ない場合14%、(延長100m以内)限り16%)以下 |
| 縦断曲線 | | | できる限り緩勾配で設計されていること |
| | | | 横断勾配の代数差が5%を超える場合はV.C.L $\geq 20m$ 、V.C.R $\geq 100m$ |
| 路網の配置 | | | 森林施業ポイントや支線(森林作業道)との分岐点等を考慮していること |
| | | | 地形・地質の安定している箇所を通過するよう選定されていること |
| 線形設定 | | | 地形に沿った屈曲線形、波形勾配となっていること(直線区間が長すぎないこと) |
| | | | 急傾斜の山腹に計画されていないこと |
| 線形設定 | | | 水切りを考慮した線形となっていること |
| | | | 沢の横断をできる限り回避する線形になっていること |
| 谷部排水 | | | 谷部はHWLを考慮した凹勾配となっていること |
| | | | |
| 路面排水 | | | 水切りを考慮した縦断変化を設け、横断構造物なしでも路面水が排出されること |
| | | | 起終点、支線分岐点、隣接土場はレベル又は緩勾配であること |
| 接続部 | | | 極力抑えていること |
| | | | 標準:土砂6分、岩石3分 |
| 土工 | 切土高 | | 標準でない場合はその理由 |
| | 切土法面勾配 | | |

| 項目 | チェック欄 | 摘要 | 参考事項 |
|-----------|-------|----|---|
| 切土法面保護 | | | 原則実施しない。計上する場合、必要性、選定理由を明確にすること。 |
| 盛土高 | | | 極力抑えていること。 |
| 盛土法面勾配 | | | 標準：1割2分 標準でない場合はその理由 必要性、選定理由(法面整形を含む)を明確にすること。 |
| 盛土法面保護 | | | 盛土基礎地盤の段切りを明記すること。 |
| 段切り | | | 残土発生量を極力抑え、原則場内処理とすること。処理箇所、方法が適切であること。 |
| 残土 | | | 極力両切区間の設定を避けること(方線・縦断変更、切り飛ばし等の検討) |
| 両切り | | | 原則現地発生材とする。適材が得られない場合、碎石等を用いられていること。 |
| 材料 | | | 岩石等の区間は省くことができる。 |
| 施工区間 | | | 路床強度、既往の実績等をもとに決定されていること。 |
| 施工厚 | | | 原則車道幅とし、路肩も実施する場合は必要性が明確であること |
| 施工幅 | | | 原則縦断勾配7%以上の区間など、必要性が明確であること。(施工中は全幅員) |
| コングリート路面工 | | | 最小限の設置であること。 地形・地質等からみて適切であること。 |
| 設置場所 | | | 原則土構造。設置する場合は、簡易な構造物を主体とすること。 |
| 材料 | | | 擁壁等を設置する場合は類似工法とのコスト比較が行われていること |
| コスト比較 | | | 走行車両に応じた最低限の規格であること |
| 規格 | | | 木製の工種・工法が見当されていること |
| 柵工等 | | | 原則設置しないこと。(必要性が明確な場合は、規格、構造等の根拠が適正であること。) |
| 橋梁 | | | 必要な場合は、原則兼掘とされていること |
| 側溝 | | | 波形勾配による分散処理を基本とされていること |
| 路面排水 | | | 土構造や簡易な資材による横断排水を50m程度に1箇所以上設置されていること |
| 排水施設 | | | 線形、勾配、排水位置を考慮した効果的な位置に配置すること |
| 谷部等排水 | | | 流心及び吞・吐を考慮した最適な配置であること |
| 単価 | | | 常水がある場合、溝きよを設置。開きよを原則 呑口、吐口は石積等で洗掘防止対策が行われていること。 |
| 歩掛 | | | やむを得ず暗きよを設置する場合は、理由が適正であること |
| 数量積算 | | | 適用時期の適正な単価であり、独自単価は見積等の根拠が明確であること |
| 諸経費 | | | 歩掛世代が適正であり、基準及び現地にあった条件設定であること |
| その他 | | | 土量の流用計画が適切であり、必要な構造物、工種、仮設物等が計上されていること |
| 実施体制 | | | 適正な諸経費率で算定されていること |
| スケジュール | | | 支線、施業の計画、車両通行等を踏まえた適切な位置、構造であること |
| 交通安全施設 | | | 設置する場合、必要最小限とされていること |
| その他 | | | 円滑な工事監督が可能な体制で、年度内完了が確実な工期設定であること |

※ 設計図書(図面、積算書、その他参考図書)、実施体制・スケジュールのわかる書類によりチェック項目を記入。
 ※ チェック項目の記入及び県の審査指導は、必要に応じて設計、積算等の各段階で項目別に実施。

県からの意見等

林業専用道(規格相当)チエツクリスト【工事中】

| | | | |
|------------|----------|---------|--|
| チエツク表記入年月日 | 平成 年 月 日 | 事業担当者氏名 | |
| 工事受注者名 | | 現場代理人氏名 | |

1 工事概要

| | | | |
|-----------|---------------------|-------|---|
| 事業実施の市町村名 | | 事業主体名 | |
| 路線名 | | | |
| 工期 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | |
| 工事請負額 | 円 | 延長 | m |

2 チエツク表(指導事項を含む)

| 項目 | チエツク欄 | 摘要 | 参考事項 |
|------|-----------|----|--------------------------------------|
| 起・終点 | 構造 | | 接続道路の現況を踏まえ、曲線、勾配、路面工が適正であること |
| | 排水等 | | 接続道路及び作業道の路面水、排水等が適切に処理されていること |
| 線形 | 路網の配置 | | 森林施業ポイントや支線(森林作業道)との分岐点等を考慮していること |
| | 切盛バランズ | | 短区間で切盛バランズのどれた線形であること(必要に応じて方線の修正) |
| | 谷部 | | 線形が谷側へ入りすぎ、過大な盛土となっていないこと |
| | 尾根部 | | 線形が尾根側へ入りすぎ、過大な切土となっていないこと |
| 縦断勾配 | 路面排水 | | 水切りを考慮した縦断変化を設けること |
| | 接続部 | | 起終点、支線分岐点、隣接土場はレベル又は緩勾配であること |
| | 切土高 | | 極力抑えていること |
| | 切土法面勾配 | | 標準:土砂6分、岩石3分 急勾配になっていないこと |
| 土工 | 切土法面保護 | | 原則実施しない。(実施する場合、必要性、選定理由を明確にする) |
| | 盛土土羽戻 | | 基礎地盤の表面のかき起こしや段切りを設けること |
| | 段切り | | 盛土部分の現地盤は幅50cm以上、高さ25cm以上の段切りを行うこと |
| | 盛土高 | | 極力抑えていること |
| | 盛土法面勾配 | | 標準:1割2分 急勾配になっていないこと |
| | 盛土法面保護 | | 必要性、選定理由を明確にすること |
| | 雨水処理 | | 路面水が集中しないよう、施工中から素堀横断溝等で水切りを行うこと |
| | 材料 | | 原則現地発生材とする。適材が得られない場合、砕石等を用いられること。 |
| | 施工区間 | | 岩石等の区間は省くことができる |
| | 路面 | | 設計区間であっても、現地発生の標材敷きで代用することを検討すること |
| 路面 | コンクリート路面工 | | 施工区間の前後及び路肩部で段差が生じていないこと |
| | 施工幅 | | 路面水の水切りを考慮した配置とすること |
| | 設置場所 | | 車両の通行を考慮し、必要に応じて路肩の実施を検討すること |
| | 材料 | | 最小限の設置とし、必要性の乏しい箇所は取りやめること |
| 構造物 | 設置場所 | | 原則土構造とし、コスト比較等を行い適切な工種工法を選定すること |
| | 仕様 | | 輪荷重のかかる箇所には、設置しないなど、各構造物の仕様基準を遵守すること |

| 項目 | チェック欄 | 摘要 | 参考事項 |
|--------|-------------------------------|----|---|
| 側溝 | | | 湧水等の状況を踏まえ最小限とし、最短で路外へ排水する配置とすること(原則兼施) 原則として波形勾配による分散処理を基本とする |
| | | | |
| 路面排水 | | | 確実に集水・排出できる構造・配置であること 排水で法や地山の洗掘が起さない位置・構造とすること 現地に状況に応じ、50m程度に1箇所以上を設置し、効果的な配置とすること 継続的な車両通行を考慮した構造・配置とすること |
| | | | 流心及び香・吐を考慮した最適な配置であること 呑口、吐口は石積等で洗掘防止対策を行うこと。 |
| 谷部排水 | | | 豪雨時の越流を想定した構造であること |
| | | | 土砂等の除去が簡易に行える構造とすること 導水部分は岩砕や石を敷き、必要に応じてコンクリート張りで洗掘防止を行うこと 落水部はふとんかご等で洗掘防止と流速の低減を図ること |
| 閉渠 | | | 暗きよを設置する場合、理由が適正か 確実に取水できる構造とし、閉塞・越流時に盛土保安が図られる構造とすること 尾根部、谷部など山への進入が想定される箇所は歩道を設置すること 設置する場合は、必要最小限とされていること |
| 暗渠 | | | 地形等を利用し出来るだけ多く設置されていること |
| 山への進入路 | | | 用地外への土砂・岩石の流出・逸散、立木の損傷がないこと |
| 安全施設 | | | 線形・工法の変更など現場発議の協議がされ、十分かつ迅速に対応していること。 |
| その他 | 林地、立木の保護 | | 円滑な工事実施が可能な体制で、確実な工程管理が行われていること |
| | 施工業者との協議の状況 実施体制 スケジュール | | |

※ 現地確認を行い、設計図書(図面、積算書、その他参考図書)、工事管理資料との照合により記入。

※ チェック表の記入及び県の審査指導は、工事の実施状況に応じて項目別に実施。

県からの意見等

| |
|--|
| <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> |
|--|